

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律

概要

目的・基本理念

①**目的**：大規模災害に備え、副首都の整備に係る施策其他国家社会機能*の継続性が確保された国土形成を図るための施策(国家社会機能継続性確保施策)を総合的・計画的に推進し、公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び多極分散型経済圏の形成*を通じた我が国経済の成長に資すること。

*国家社会機能…我が国の政治、行政、司法及び経済に関する機能その他の国家及び社会の重要な機能

*多極分散型経済圏の形成…人口・経済に関する機能が特定の圏域に過度に集中することなく国土全体にわたり適正に配置され、各圏域が有機的に連携しつつ特性を生かして発展している国土の形成

②基本理念

- ・人口・国家社会機能の分散的配置
- ・首都中枢機能バックアップ
- ・BCP支援
- ・交通通信体系の整備
- ・首都中枢機能の代替機能及び多極分散型経済圏の形成の中核機能を果たすよう副首都を整備

国の責務等

①**国の責務** 施策の総合的・計画的な策定・実施、関係行政機関間の連携・協力

②**地方公共団体の責務** 国との適切な役割分担を踏まえて国が実施する施策に協力

③**民間事業者等の責務** 基本理念に配慮した事業活動の実施、施策への協力

④**関係者相互の連携・協力** 基本理念の実現を図るため施策の推進に関し連携・協力

法制上の措置等

政府は、施策の実施に必要な法制上、財政上又は税制上の措置等を講じる。

基本方針

- ・政府は、施策の総合的・計画的推進を図るための基本方針を施行日から1年以内に策定
- ・施策の意義・目標、人口・国家社会機能の分散的配置、首都中枢機能代替地域、自治体・事業者の業務継続支援、交通通信体系の整備、副首都に関する基本的事項等を規定
- ・国土強靱化基本計画等の国の計画は、副首都の整備に係る施策其他国家社会機能継続性確保施策に関しては、基本方針を基本とする。

推進本部

- ・内閣に、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部を置く。（本部長：内閣総理大臣）
- ・本部は、基本方針の案の作成、施策の実施の推進、副首都整備方針の作成等をつかさどる。

附 則

- ・公布日から3月以内の政令で定める日から施行
- ・施行日から令和12年度末までの間に施策を集中的に推進
- ・大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部改正
 - 特別区を設ける副首都の「都」への名称変更を可能とする。
 - ・特別区設置・副首都指定の処分後、道府県が議会の議決を経て申請を行い、内閣が国会の承認を経て名称変更を定める
- ・その他所要の改正

首都中枢機能代替地域

副首都

機能

大規模災害が発生し、東京圏で首都中枢機能*の維持が困難となった場合に、必要に応じて、一定期間、首都中枢機能の代替機能を担う
*東京圏における国家社会機能のうち中核的なもの

首都中枢機能の一部の代替

首都中枢機能の全部/大部分の代替

多極分散型経済圏の形成の中核

東京圏との同時被災の可能性が低いものとして政令で定める要件に該当

政令：「首都直下地震緊急対策区域及び富士山の火山災害警戒地域のいずれにも該当しないこと」を想定

+

副首都の区域を除く

- ・国の行政機構の立地状況 ①
 - ・人口及び経済の集積状況 ②
 - ・必要な地方行政体制 ③
- について政令で定める要件を具備

要件を満たす地域を含む道府県の申出に基づき内閣総理大臣が指定

要件・指定

政令①：「国の出先機関について、一定の出先機関の立地」を想定
政令②：「経済集積（県内GDPが一定規模）、人口集積（一定規模の人口）」を想定
政令③：「政令市＋道府県」（連携協約等）、特別区の設置 ※制度化された場合は「特別市」を想定

方針

基本方針

- ・基本方針に即して、副首都ごとに**副首都整備方針**を策定
- ・副首都の長の意見を聴き、その意見を尊重

施策

首都中枢機能を代替する上で国の機関等に必要とされる機能の整備、民間事業所等の移転等に係る投資を促進する税制等の施策

+

首都中枢機能代替のための国の機関等の拠点の整備、まちづくりの推進、規制緩和、民間投資促進等に必要となる施策